

# ダイオキシン類対策特別措置法特定施設及び排出規制(1/2)



The Knights

## ○ 大気基準適用施設

	特定施設の種類の種類	対象規模	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	既設施設の 排出基準* <sup>1</sup> (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	酸素 濃度補正* <sup>2</sup> (%)
1	焼結鋳(銑鉄の製造の用に供するものに限る)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1トン/時間以上	0.1	1	15
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く)	変圧器の定格容量が 1,000kVA以上	0.5	5	-
3	亜鉛の回収(製鋼用電気炉の集じん灰からの亜鉛の回収に限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、又は乾燥炉	原料の処理能力 0.5トン/時間以上	1	10	-
4	アルミニウム合金製造(原料としてアルミニウムくず(当該工場の圧延工程から生じたものを除く)を使用するものに限る)の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉、乾燥炉:原料の処理能力 0.5トン/時間以上 溶解炉:容量が1トン以上	1	5	-
5	廃棄物焼却炉	焼却能力 (合計)が 4トン/時間以上	0.1	1	12
		50kg/時間以上 又は火床面積 (合計)が 2~4トン/時間	1	5	
		0.5m <sup>2</sup> 以上 2トン/時間未満	5	10	

\*<sup>1</sup> 上表の1、3、4については平成12年1月15日、2、5については平成9年12月2日以前に設置されたもの(着工を含む)を既設としています。

\*<sup>2</sup> ダイオキシン類対策特別措置法施行規則により、上表の1、5の施設からの排出ガスを測定する場合にあっては、JISK0311の7・3・4の酸素濃度による補正を行います。

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第20条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中のPCB分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



# ダイオキシン類対策特別措置法特定施設及び排出規制(2/2)



The Knights

## ○ 水質基準対象施設

	特定施設の種類の種類	排出基準 (pg-TEQ/1)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸(サルファイトパルプ)製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
6	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・硫酸濃縮施設      ・シクロヘキサン分離施設      ・廃ガス洗浄施設	
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・水洗施設      ・廃ガス洗浄施設	
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・ろ過施設      ・乾燥施設      ・廃ガス洗浄施設	
9	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・ろ過施設      ・廃ガス洗浄施設	
10	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ・ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ・熱風乾燥施設	
11	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの ・廃ガス洗浄施設      ・湿式集じん施設	
12	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものから亜鉛の回収に限る)のように供する施設のうち次に掲げるもの ・精製施設      ・廃ガス洗浄施設      ・湿式集じん施設	
13	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ・廃ガス洗浄施設      ・湿式集じん施設	
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
15	下水道終末処理施設(第1号から14号まで及び16号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	
16	第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から14号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(15号に掲げるものを除く)	

詳しくは、当社 担当者 戸邊 (フリーダイヤル0120-01-2590 内線295) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

